



## 近世後期堂上公家勸修寺家の雜掌について

——藏人方地下官人袖岡文景「家記」を事例に——

西村 慎太郎

はじめに

本稿では近世後期に地下官人を勤めつつ、堂上公家の雜掌として活動した人物の存在形態を明らかにするものである。論の中心は堂上公家雜掌の役割についてだが、雜掌でありつつ、地下官人である人物の特質も論じていく。地下官人とは、朝廷儀式で用いる諸道具を調達や実際に儀式に勤仕する下級の公家のことである。<sup>(1)</sup> 地下官人組織の全体像は別稿で論じる予定なので、ここではその概略を述べたい。

地下官人は天保一三年（一八四二）段階で九五三人存在し、<sup>(2)</sup> 三種類の階層——催官人・並官人・下官人——に分かれていた。催官人は押小路・壬生・平田の三家で、「地下官人之棟梁」と称されており、<sup>(3)</sup> 押小路家は外記方、壬生家は官方、平田家は藏人方の地下官人集団をそれぞれ統轄し、朝廷運営の中心（関白・武家伝奏・上卿・奉行・藏人など）と各地下官人の間に介在して、触頭の役割を担った。並官人は世襲で地下官人を勤める家で、五位・四位の位階に叙

され、一部知行地を持つ家もあったが、非常に微小であった。下官人は町人・百姓などの身分で、儀式の時のみに装束を着用して、並官人に随い、勤仕する存在であった。位階は七位か、あるいは無位無官である。身分的に言えば、並官人までが公家身分であったと言えよう。また、催官人の統轄を受けない地下官人も存在した。彼らには独自の統轄する家があった。例えば、隨身という地下官人は土山・調子の両家が触頭として、朝廷運営の中心と他の隨身との間にいた。これら地下官人は毎年作成される「地下次第」に掲載される。即ち、「地下次第」に載っている人物こそ地下官人と言えよう。

さて、地下官人の経営は決して安定しているわけではない。近代の回顧録によれば、「撰家・親王家以下の家臣となつて」、生計を立てる道もあったとの記述が見える。では、どのくらいの人数の地下官人が堂上公家の家臣となつていたのであろうか。表一は慶応三年（一八六七）の『雲上便覧大全』<sup>6</sup>から堂上公家（大臣家以上は除く）の「雑掌」として記載されている人物を抜き出したものである。備考欄に●を付した人物が地下官人である。堂上公家九七家中一五五人の雑掌が記されているが、そのうち三九人が地下官人である。堂上公家雑掌でありつつ、朝廷儀式に勤仕する地下官人は決して少なくなかったと言えよう。

では、雑掌とは何か。随筆や回顧録の類から雑掌に関する記述を提示してみたい。津村淙庵「譚海」によると、「堂上の青侍・雑掌給俸は米三石の定なり、因て京都の方言に三石左と呼ぶ也」とあり、また「少祿の公家衆は家々の雑掌に養るやうなるもの也、上臈なる故、俸入のさしつかひも存知なく、大やう成事にて、たとへばしかじかの品ほしきよし云付らるる、高價にて求がたけれ共、夫を雑掌成難き由はいはぬ事、只唯諾して果たさず打置ば、又催促ある時長りたりと計りいひて打おき、自然と事の止を待計也」と見える。<sup>7</sup>勢多章甫「思ひの儘の記」には「凡そ役人には必ず委託するものあり。（中略）傳奏には雑掌あり（中略）皆數年熟練したれば、新任の人とても勞せずして事

[表1]「雲上便覧大全」(慶応3年) 雜掌一覽

| 家     | 雜掌       | 備考 | 家    | 雜掌      | 備考 | 家   | 雜掌      | 備考 |
|-------|----------|----|------|---------|----|-----|---------|----|
| 正親町   | 松永權守     |    | 裏松   | 多村伊織    |    | 久世  | 六角右兵衛大尉 | ●  |
| 滋野井   | 高屋小膳     |    |      | 池田右近    |    | 千種  | 岸大路豊後   |    |
| 清水谷   | 木村小平太    |    | 三室戸  | 林備後     |    | 梅溪  | 加嶋富三郎   |    |
|       | 桂主膳      |    | 外山   | 疋田左京    |    |     | 岩作要人    |    |
| 四辻    | 八百織部     |    | 豊岡   | 佐々木主殿   |    | 愛宕  | 西池右兵衛   |    |
|       | 石尾監物     |    | 北小路  | 前川兵庫    |    | 東久世 | 高木為三郎   |    |
| 小倉    | 関中務      |    | 甘露寺  | 西池内匠    |    | 植松  | 沢山藏人    |    |
| 河鱈    | 森田左近     |    |      | 坂上藤次    |    | 庭田  | 弓削近江介   | ●  |
|       | 青木左兵衛大尉  | ●  | 葉室   | 渡辺民部    |    |     | 深尾内藏少允  | ●  |
| 阿野    | 金崎内記     |    |      | 山口左衛門   |    | 綾小路 | 熊谷右兵衛   |    |
| 橋本    | 伊藤采女     |    | 勤修寺  | 立入加賀守   | ●  | 五辻  | 岡本近江    |    |
| 裏辻    | 井川主計     |    |      | 真田内記    |    | 大原  | 川合右番長   | ●  |
| 山本    | 戸田采女     |    |      | 立入陸奥守   | ●  |     | 越川主計    |    |
| 武者小路  | 前川兵部     |    |      | 立入左京亮   | ●  | 白川  | 村上出雲守   | ●  |
| 風早    | 森左仲      |    | 万里小路 | 粟津右近将監  | ●  |     | 安陪田備前守  | ●  |
| 押小路   | 吉田右兵衛大尉  | ●  |      | 北勇      |    |     | 時岡神祇少史  | ●  |
| 高松    | 藤井清記     |    | 清岡   | 青木治部少丞  | ●  | 竹内  | 木下      |    |
| 園池    | 山岡主馬     |    | 坊城   | 浅野主膳    |    | 高辻  | 長尾掃部    |    |
|       | 相楽内記     |    |      | 山科筑前守   | ●  |     | 岡本左衛門   |    |
| 藪     | 川瀬縫殿     |    | 芝山   | 三木兵庫    |    | 五条  | 木村      |    |
| 中園    | 桑原勲負     |    |      | 田原大進    |    |     | 水野内藏    |    |
| 高丘    | 友田内記     |    | 池尻   | 片山民部    |    | 東坊城 | 三上越前守   | ●  |
| 飛鳥井   | 市岡式部     |    |      | 相柄大進    |    |     | 井上内藏    |    |
|       | 安多宮内     |    | 梅小路  | 鈴木主膳    |    | 唐橋  | 永田大和太掾  | ●  |
|       | 棚橋織部     |    | 岡崎   | 吉岡内記    |    | 清岡  | 中川要人    |    |
|       | 沢山丹治     |    | 堤    | 森本金吾    |    | 西洞院 | 吉田右膳    |    |
| 野宮    | 西池大膳少進   | ●  |      | 岸木縫殿之助  |    |     | 山田小膳    |    |
|       | 大塚頼母     |    | 四条   | 金田左衛門   |    | 平松  | 為野修理    |    |
| 今城    | 田中右近     |    |      | 堀川彈正忠   | ●  |     | 堀川但馬    |    |
|       | 青木大学     |    | 山科   | 小林左馬大允  | ●  | 長谷  | 岩井右衛門   |    |
| 中御門   | 渡辺伊織     |    |      | 松田左近府生  | ●  | 交野  | 石倉大和    |    |
| 持明院   | 山本志摩     |    | 鷺尾   | 本多勘解由   |    | 石井  | 辻井将曹    |    |
|       | 岡本将監     |    | 油小路  | 森本讃岐    |    |     | 近藤清記    |    |
| 園     | 沼尾右兵衛    |    | 節笥   | 秋岡縫殿    |    | 舟橋  | 前田主殿    |    |
|       | 秋中治部     |    | 八条   | 大嶋左京    |    | 伏原  | 岡本華人    |    |
| 東園    | 西村主殿     |    | 水無瀬  | 小泉越後守   | ●  |     | 井上右近    |    |
|       | 山本奉膳     |    |      | 星坂讃岐守   | ●  | 土御門 | 若杉陰陽少允  | ●  |
| 高野    | 織田金吾     |    | 七条   | 小川大和    |    |     | 吉田陰陽大允  | ●  |
| 上冷泉   | 中川圭水     |    |      | 高橋主税    |    |     | 岐波美作介   | ●  |
|       | 近藤縫殿     |    | 町尻   | 中原要人    |    | 倉橋  | 小橋勘解由   |    |
| 下冷泉   | 田中右衛門    |    |      | 中尾左衛門   |    | 藤波  | 河合信濃    |    |
| 日野    | 山中右将監    | ●  | 桜井   | 牧野東馬    |    |     | 水口左兵衛大尉 | ●  |
|       | 山中左府生    | ●  |      | 片岡舍人    |    | 吉田  | 鈴鹿石見守   | ●  |
| 広橋    | 築山左衛門権少尉 | ●  | 山井   | 山本主計    |    |     | 鈴鹿但馬守   | ●  |
|       | 野村右兵衛権大尉 | ●  | 高倉   | 上田右府生   | ●  |     | 鈴鹿陸奥守   | ●  |
| 烏丸    | 大沢造酒     |    |      | 粟津左兵衛少尉 | ●  |     | 鈴鹿近江守   | ●  |
|       | 牧掃部      |    |      | 岡本監物    |    | 萩原  | 堀内勘解由   |    |
| 柳原    | 土橋対馬守    | ●  | 堀川   | 小川左守    |    |     | 三宅主馬    |    |
|       | 真継左衛門尉   | ●  | 樋口   | 藤木右京    |    |     | 岡本大膳    |    |
| 竹屋    | 森田主膳     |    | 富小路  | 中堀尾張    |    | 錦小路 | 遠藤肥後    |    |
| 勘解由小路 | 西池主計     |    |      | 田中      |    |     | 米本      |    |
|       | 浅野治部     |    | 六条   | 鬼頭掃部    |    |     |         |    |

●は地下官人と思われる人物

近世後期堂上公家勸修寺家の雜掌について (西村)

を取に至れり」と見える。<sup>(8)</sup>尾崎三良の回顧録によれば、「雑掌は今の家令」と見える。<sup>(9)</sup>以上の記述をまとめると、雑掌とは①青侍と並び称されて米三石程度の俸禄で堂上公家に出仕、②公家の経営に関わっていた、③武家伝奏は雑掌がいることで役務を滞りなく勤めることができた、④近代華族の「家令」に相当する。以上のようにまとめられよう。

このような雑掌について、中世史では多く研究蓄積が認められる。<sup>(10)</sup>ここで菅原正子氏の研究を参考にして、中世公家の雑掌を以下の七点にまとめると、①荘園の運営、②主人の陪従、③文書の作成・発給、④使者・取次、⑤寺社代参、<sup>(11)</sup>⑥家内行事・作事の管理、⑦武装・警護。雑掌が中世の堂上公家家に大きな役割を担ったことが窺えよう。他方、近世の雑掌については論稿が多くない。わずかに箱石大氏による広幡家家政機関を論じたものや藤実久美子氏による西園寺家家政機関を論じた研究がある。近世公家家内を詳細に論じた示唆的な研究である。

冒頭でも述べたように、本稿では堂上公家雑掌の役割について論じるものだが、以下の点に留意して論を進める。これまで十八世紀後半の堂上公家については、秩序の弛緩・財政窮乏・家職争論というキーワードで論じられており、それが宝暦事件・尊号一件に結びついたとの指摘がある。<sup>(12)</sup>では、十九世紀に入ってその状況はどのように変化したのか。この点を明らかにすること自体、大きな意味があり、本稿の課題である雑掌に関してより実態的な像が描けるものと思われる。反対に、時代的差異や家の差異を無視して論じることが、全ての雑掌が近世を通じて均質の役割を担ったと短絡的に結論づけることになりかねない。ここでは天保・弘化期の堂上公家を事例にして、構造的に考えてみる。

以上、これらの検討課題・留意点を堂上公家勸修寺家とその雑掌であった袖岡家を通じて取り組んでみたい。最初に袖岡家の地下官人として、あるいは雑掌としての基本的な点について論じる。次に近世勸修寺家の朝廷における位置や経営に関して触れる。そして、これらに基づいて天保・弘化期の勸修寺家における袖岡家の活動を論じていく。

## 一、袖岡家と袖岡文景『家記』について

本章では勤修寺家の雑掌を勤め、また地下官人として朝廷に勤仕していた袖岡家について述べる。はじめに本稿で主に用いる史料、袖岡文景『家記』<sup>(13)</sup>について述べる。袖岡文景『家記』は国文学研究資料館史料館に所蔵されていて「山城国京都袖岡女審助家記」と称されている。「三井文庫」の朱印と、昭和一七年一月三〇日購入の旨が記されている。昭和一七年以前の所在は不明。その表紙には『家記』と記されていて、現存は六冊、文化一三年・天保六年・同一〇年・同一四年・弘化四年・同五年。その内容を分類すると、①蔵人所衆としての活動記事、②上南座としての活動記事、③勤修寺家雑掌としての活動記事、④袖岡家内の記事となる。

次に地下官人としての活動を検討する。袖岡家は蔵人所衆兼上南座という地下官人であった。その職掌と歴史について触れてみたい。

蔵人所衆とは、蔵人方地下官人で、「諸節会公事ノ時蔵人ニ随従シ、軒庇殿上ノ舗設ヲ掌ル」<sup>(14)</sup>役割を担った。その存在は中世段階で確認でき、文正元年（一四六六）大嘗祭での参勤を最後に史料からは見えなくなる。明和七年（一七七〇）再興<sup>(16)</sup>。何故この段階で再興されたのかは不明だが、上南座袖岡芳景と御厨子所小預大隅信易が任じられている<sup>(17)</sup>。その後増員され続けて、八家が蔵人所衆を勤める家として幕末までに成立した<sup>(18)</sup>。

一方、上南座は「諸公事入夜ノ時掛灯臺ヲ供シ、御煤掃ノ箒柄ヲ設ケ、御神楽及三節会三色木ヲ設」<sup>(19)</sup>ける役割、即ち掛燈台・箒柄・三色木を調達した。上下二家あり、上南座が袖岡家、下南座は元禄期頃下山伊織<sup>(20)</sup>、幕末には能勢家<sup>(21)</sup>

が勤めていた。では、袖岡家はいつから上南座を勤めていたのであろうか。これに関しては「家記」天保一〇年(一八三九)八月二一日条に詳しい。袖岡文景は藏人方催官人平田職寅と南座のことについて話をした。八月二〇日、平田職寅は書付を送っている。その書付は「親長脚記」・平田家の家記などを典拠にして記載されている。一番最初に袖岡家の先祖と思われる人物が登場するのは天正一六年四月一日の後陽成天皇聚楽第行幸の記事で、「上南座景久」が確認できる。また、「寛永三年四月寄宿免除注進」には「南座 袖岡主馬首」が見える。これらの書付を「家記」に記した後、文景は自家の歴史について述べている。それによれば、「下南座最初井川市正橋景正当家分流之趣也、然而中絶之様子、永禄年中食料知行注進当家一本之様子也」として、下南座井川家は袖岡家の分家であったが、永禄年間には袖岡家のみであったという。既述の景久が当主の頃は「南坐於当家兼帯」であったようだ。以上のことから、袖岡家は遅くとも永禄年間には上南座を勤めており、他家の史料からも天正年間には上南座としての活動が確認できる。

次に袖岡家の地下官人としての収入を見てみたい。「旧高旧領取調帳」によると、袖岡家は千本廻りに〇・〇二石(全三七一・七石中 七九給)、西院村に一・五石(全二八八五・五石中 一七七給)、壬生村に〇・九石(全一二五一・九石中 七三給)を知行していた。<sup>(22)</sup>これは上南座としての知行地で、藏人所衆としては無高である。ここから袖岡家は封建領主ではあったものの、非常に微少な知行高しか持っていなかったことがわかるであろう。<sup>(23)</sup>では、地下官人としての収入は他にないのか。地下官人の場合、知行地からの年貢よりも朝廷儀式勤仕によって与えられる下行が大きな収入源となっている。<sup>(24)</sup>表二は文化一三年(一八一六)の「家記」から袖岡家にもたらされた下行の一覧をまとめたものである。下行からの収入は一貫七〇〇匁を上回り、これを同年一〇月二九日条に記された一石〓五五・五匁替で計算すると、金収入も含めて凡そ三二・六石となる。調進物代も含まれるため、実際の収入はさらに少ないが、

[表2] 文化13年袖岡文景下行米

| 日付    | 儀式                              | 下行額             | 備考                      |
|-------|---------------------------------|-----------------|-------------------------|
| 4.11  | 御神楽御下行                          | 70.53           | 上南座1.2375石代、1石三尋木代      |
|       | 三節会・四方拝御下行                      | 99.792          | 上南座1.782石代、0.6石国栖座御下行   |
| 4.20  | 御経供養御防                          | 200疋            |                         |
|       | 御懺法講御下行                         | 43.81           | 0.7425石代                |
|       | 葉室殿蔵人拝賀出仕始宿待後朝三ヶ度献料米            | 26              | 1.5石代                   |
|       | 月蝕参勤料                           | 14.9            |                         |
|       | 鷹司右府公御拝賀御直衣始御下行米                | 40              | 1石代                     |
|       | 御煤弘酒肴料                          | 34.5            |                         |
|       | 御修法御下行                          | 58.41           | 0.99石代                  |
|       | 賀茂祭御下行                          | 26.96           | 0.415石代                 |
|       | 近衛若君御元服昇殿御拝賀米                   | 28.5            | 0.5石代                   |
|       | 関東御転任御下行                        | 53.185          | 0.967石代                 |
|       | 御神楽御下行                          | 13.86           | 0.2475石代                |
|       | 三節会御下行                          | 163.35          | 2.97石代                  |
|       | 四方拝御下行                          | 27.225          | 0.495石代                 |
|       | 亥年七月献料割(広橋・清閑寺・葉室・中山・河鱈・転法輪・坊城) | 53.407          | 6人半割(347.15匁)           |
|       | 新嘗祭・豊明節会下行                      | 57.99           | 上南座1.01395石代            |
|       | 東照宮奉幣発遣日時定御下行                   | 61.3            | 1石代                     |
|       | 新嘗祭                             | 222.336         | 3.887石代                 |
|       | ■■■                             | 36.426          | 6人半割(236.77匁)           |
| 10.29 | 7.12拝賀献料                        | 42              |                         |
|       | 7.13拝賀献料                        | 24.48           | 1歩2朱代                   |
|       | 放生会御下行                          | 26.834          | 4.835石代                 |
|       | 御降誕殿上敷設御七夜御下行                   | 103.12          | 1.7475石代                |
|       | 青蓮院宮准后宣下御下行米                    | 378             | 12.6石代、「別段為御祝儀金500匹被下之」 |
|       | 例幣御下行                           | 30.051          | 6人半割(195.334匁)          |
| 計     |                                 | 1貫736.966匁+200疋 | (=31.6石程度)              |

■については判読不能



知行地からの年貢収入よりもはるかに多いことが認められよう。

次に勤修寺家雑掌としての活動がいつから始まるかについて検討してみたい。弘化四年(一八四七)正月一日条に、「往古於土川村者袖岡御代官」であり、弘化年間当時袖岡家に所蔵されている「慶長年間土川村水帳・勘定目録等」には宛名が「袖岡越中守」であったと書かれている。後述するように、(東)土川村は勤修寺家の所領があったところである。つまり、遅くとも慶長年間には勤修寺家領の代官として、地方支配を行っていたものと思われる。なお、寛永期には鹿苑寺との関係も見受けられる。当時住持を務めていた鳳林承章の「隔窠記」には、「袖岡越中亦被來、秋納也」のような記事が見える。<sup>(25)</sup>このことは鹿苑寺領の年貢収奪や地方支配に関わっていたことを示している。では、何故鹿苑寺領との関わりがあるのか。これは鳳林承章が勤修寺晴豊の男であることと関係するものと思われる。後述するように、袖岡文景は仁孝天皇女房勤修寺徳子の「御局掛御世話申上」<sup>(26)</sup>げていることが確認できる。そしてそれは単なる身の回りの世話ではなく、御局領や御局の経営に携わっていたものと思われる。寛永期の鹿苑寺についても同様のことが言えるのではなからうか。

では、勤修寺家における俸禄はどの程度であったか。残念ながら、管見の限りでは勤修寺家内の家臣団構成とその俸禄は不明である。但し、「家記」天保一四年二月二十九日条には書記方加勢高木直一に五石、近習加勢木下帯刀に四石が与えている記事が見受けられる。本稿冒頭で「堂上の青侍・雑掌給俸は米三石の定なり」という記事を示したが、書記方加勢や近習加勢以上の俸禄を与えられていたものと思われ、封建領主としての年貢収奪以上に重要な収入源であったものと思われる。

次に袖岡文景を中心とした親族関係を見てみたい。<sup>(27)</sup>文景の父和景は安永三年に立入経康四男として生まれ、天明五年に袖岡景賢が「依病辞官返上位記」したことに伴い、養子に入ったものと思われる。文化二年に三一歳で死去して

いるが、その時文景は七歳であつた。当時実祖父である立入経康は七五歳、伯父宗峻は二七歳。立入家は上御倉という地下官人であると同時に勸修寺家雑掌であつた。おそらく、和景の養子入りも勸修寺家の雑掌同士という関係によるものであらう。

最後に本章をまとめてみたい。袖岡家は地下官人として、遅くとも戦国時代には上南座を勤めており、明和年間に蔵人所衆が再興されるとそれに取り立てられた。封建領主であつたものの、その知行高は三石程度であり、経営の柱は朝廷儀式に参加して得られる下行と勸修寺家からの俸禄であつたと思われる。勸修寺家での活動は遅くとも慶長年間には廻り、勸修寺家領の地方支配を担当する「代官」であつた。また、鳳林承章の実家が勸修寺家であつたことから、袖岡家は鹿苑寺領の年貢収奪にも関わっている。勸修寺家とのつながりによって地下官人に成り得たのか、それとも袖岡家はそもそも地下官人であつたのか、残念ながら不明である。ただ、少なくとも幕藩体制成立後には袖岡家は地下官人として、公家家臣として、そして封建領主として歩んで行くこととなつた。

## 二、勸修寺家について

ここでは近世の勸修寺家について検討する。中世勸修寺家に関しては豊富な研究蓄積が認められる。<sup>(28)</sup>最初に古代・中世までの勸修寺家について簡単に触れてみたい。勸修寺家は藤原冬嗣の孫で醍醐天皇の外戚となつた内大臣藤原高藤を祖とする。弁官・蔵人を勤める実務官人として活躍する人物を代々輩出し、多くの中世的な「家」が成立、繁栄していった。この勸修寺流の中で「勸修寺」の家号を名乗つたのは南北朝期の経頭で、以後この子孫が「勸修寺」を

【表3】近世勸修寺家一覽【系図摘要】・東京大学史料編纂所所蔵【勸修寺家譜1】

| 名前 | 生没年(享年)       | 最終官位    | 蔵人 | 蔵人頭 | 参議 | 中納言 | 大納言 | 武家伝奏 | 備考            |
|----|---------------|---------|----|-----|----|-----|-----|------|---------------|
| 光豊 | 天正3～慶長17 (38) | 従二位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ○    |               |
| 教豊 | 慶長15～慶長20 (6) | 従五位上    | ×  | ×   | ×  | ×   | ×   | ×    |               |
| 経康 | 慶長11～元禄元(83)  | 正二位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ○    | 坊城俊昌(勸修寺晴豊男)男 |
| 経敬 | 正保元～宝永6 (66)  | 従一位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ×    |               |
| 尹隆 | 延宝4～享保7 (47)  | 正三位権中納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ×   | ×    |               |
| 高顕 | 元禄8～元文2 (43)  | 従二位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ×    |               |
| 顕道 | 享保2～宝暦6 (40)  | 従二位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ×    |               |
| 敬明 | 元文5～宝暦8 (19)  | 正五位上右中弁 | ○  | ×   | ×  | ×   | ×   | ×    |               |
| 経逸 | 延享5～文化2 (58)  | 正二位権大納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ○   | ○    | 勸修寺顕道男        |
| 良顕 | 明和2～寛政7 (31)  | 従三位参議   | ○  | ○   | ○  | ×   | ×   | ×    |               |
| 経則 | 天明8～天保7 (50)  | 正二位権中納言 | ○  | ○   | ○  | ○   | ×   | ×    |               |
| 顕彰 | 文化11～文久元(48)  | 正四位上左中弁 | ○  | ×   | ×  | ×   | ×   | ×    | 坊城俊明(勸修寺経逸男)男 |
| 経理 | 文政11～明治4 (44) | 従四位下右中弁 | ○  | ×   | ×  | ×   | ×   | ×    | 勸修寺経則男        |

名乗った。室町・戦国期には武家伝奏に任じられ、教秀は後奈良天皇の外戚として、また晴右は後陽成天皇の外戚として公武間の重要な役割を果たした。

次に近世の勸修寺家について検討してみたい。近世の勸修寺家についてまとめたものが表三である。教豊を除いて蔵人に任じられている。教豊は六歳で早世していることから、当然のことであろう。また、計一三人の勸修寺家当主のうち、九人が蔵人頭・公卿に、六人が大納言に任じられている。そして光豊が近世最初の武家伝奏として見えるの

[表4] 勸修寺家「諸社諸寺方傳奏」(「年々改正雲上明覽大全」天保9年)

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 住吉社     | 藤森社     | 上御靈社  | 泉涌寺     |
| 大徳寺     | 能登総持寺   | 越前永平寺 | 南禅寺     |
| 金地院     | 相模遊行    | 越前誠照寺 | 伊勢慶光院   |
| 信濃善光寺上人 | 長門国分寺   | 誓願寺   | 円福寺     |
| 安養院     | 八幡正法寺   | 長講堂   | 真如堂     |
| 清水執行    | 日向宝満寺   | 南都西大寺 | 四条道場金蓮寺 |
| 御影堂     | (周防国分寺) |       |         |

( ) 内は天保14年以降記載あり

を筆頭に、経廣・経逸も武家伝奏を勤めている。即ち、勸修寺家は武家伝奏という重職も含め、朝廷運営の中心に位置する家であった。では、蔵人頭・公卿に進まなかった四人とはどのような事情があるのであろうか。教豊は既述の通り、六歳で早世しているためであろう。敬明も一九歳で死去している。しかし、顕彰・経理は共に四〇歳代まで生きていたものの、蔵人頭にも任じられていない。この点については第三章で言及することとして、ここでは勸修寺家が武家伝奏・公卿・蔵人頭などの朝廷運営の中心的な位置にいたことを確認するにとどめたい。

次に勸修寺家の経営について検討する。既述の通り、勸修寺家は武家伝奏・公卿・蔵人頭などを勤めた。武家伝奏などの役料、朝廷儀式の参加によって得られる下行、官位叙任の礼金、これらは勸修寺家の大きな収入源であったと思われる。公家の官職、即ちそれは収入を左右するものであった。また、表四は天保九年(一八三八)「年々改正雲上明覽大全」より勸修寺家が務めた「諸社諸寺方傳奏」<sup>(29)</sup> 寺社伝奏を抜き出したものである。他の堂上公家と比べてかなりの数の寺社伝奏を務めているが、注目すべきは曹洞宗本山である永平寺・総持寺が含まれている点である。これは曹洞宗寺院における諡号・紫衣勅許などの執奏に当たったものと思われ、また「出世」(和尚の位を受けること)の場合も何らかの関係があったものと思われる(後述)。そしておそらく勸許や「出世」に対して、寺院から勸修寺家に多額の礼金がもたらされたことであろう。また、勸修寺家は封建領主として、東梅津村二六八・四石(全一二五九・

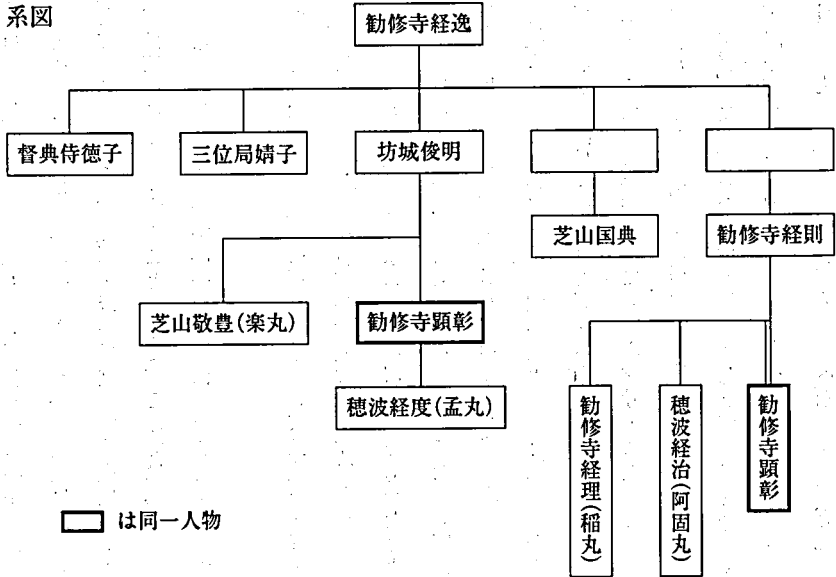
二石中 五給)、東土川村四〇八・五石(全四二一・〇石中 三給)、大原野村二一・九石(六七一・二石中 八給)、吉祥院村二七・七石(全一八五〇・〇石中 六四給)を知行していた。これは多くの堂上公家が二〇〇石以下だったことを考えるとかなりの知行高である。

では、本稿で論じる天保・弘化期の直前の勸修寺家はどのような状況であったのであろうか。「家記」弘化四年正月四日条の記事を提示してみたい。なお、以下本稿で関係する人物について、十九世紀の勸修寺家を中心とした系図を載せる。

〔史料一〕

一、勸修寺殿御勝手方従来御不如意、温恭公(勸修寺経逸・筆者註。以下同)御時代より御儉約・省略之沙汰屢々儀也、就中去文政九年 最勝公(勸修寺経則)御代御手支至極二付、彼是申立候得共、御執用相成兼候二付、役方一統引籠、御節儉御守不被在候ハハ、在役不及力之段、筆頭立入宗峻申募、数ヶ条之書取差出、御仕法外之儀、聊以被仰

系図



出間敷御判物賜、御儉約御仕法相立候得共、兎角不得一致、無其詮次第、

勤修寺家の経営は年々悪化して、勤修寺経逸の時代、即ち十八世紀末頃にはしばしば「御儉約・省略」が沙汰されていたようだ。その後文政九年（一八二六）には役方が儉約に關して当主勤修寺経則へ進言したにも関わらず、採用することがなかったたので、「役方一統引籠」、雑筆筆頭立入宗峻が儉約を諫言した。経則はこれに納得したものの、やはり「御儉約御仕法」はうまく行かなかつたようである。そして、顕彰が家督を相続した後もこのような経営状態は続いたようである。しかも、顕彰は経則や雑筆筆頭立入宗峻が死去すると、台所役和田吉胤に隠居を命じたり、山本常周の出仕を止めている。<sup>30</sup> 経営の立て直しがうまくいかないためか家臣の肅清を図つたのであつた。経営の悪化に關して、文景は以下の三点の要因を上げている。<sup>31</sup>

- ①米価高騰。「天保八年米価以外成高値重疊、老石二付式百八九拾目三相及、世上一同衰微」してしていると記している。
- ②曹洞宗寺院からの「収納」低下。「曹洞宗出世僧年分凡四百五六ヶ寺平均見込之、御収納漸五拾二ヶ寺、其餘御執奏向出世老人茂無之」とあるように、本来は四〇〇余寺の出世を見込んでいたものの、五二寺に止まり、「御執奏向出世」は皆無であつた。
- ③領地の凶作。「於御領分者凶作」のために、「卯納銀一切無之」といつた状況であつた。これらのために「御台所役予（文景）婦一身当惑無謂斗」と記している。では、米価の高騰による支出の増加、曹洞宗寺院の「収納」低下と凶作による収入減少以外に要因は考えられないか。これについて、経逸女が二人、禁裏に上がっていることと關係があるのではなからうか。幕末の史料になるが、三条実萬の建議の中に女房として召し出す際、「支度御手當金」を下されたいと述べて、「左毛無之候得者、當時皆々困窮之堂上故、娘差出候儀、多分御理申」と続けている。<sup>32</sup> つまり、入内されることはかなりの経済的負担になっていたことが指摘できよう。このことも勤修寺家の経営が退転していく一要因であつたのではなからうか。

最後に本章をまとめてみたい。近世の勤修寺家は武家伝奏・公卿・藏人頭を代々勤め、少なくとも十九世紀初頭ま

では常に朝廷運営の中心にいる家であった。これによって役料や礼金など、莫大な収入が勧修寺家にもたらされる。一方、封建領主として、他の堂上公家以上の知行地を持っていたし、寺社伝奏として、多くの寺社と関わりを持っていたが、何より曹洞宗本山永平寺・総持寺の伝奏を務めていたことは、同宗寺院の出世などにおいて多額の礼金を貰ったことであろう。しかし、そのような勧修寺家も経営が退転した。これまでも十八世紀後半には多くの公家が窮乏したことが明らかとされているが、十九世紀になると勧修寺家のような収入の多い公家まで「御俸約・省略」が行なわれるようになっていった。この経営の悪化が発端となって十九世紀前半には当主と家臣が対立するようになっていった。

### 三、天保年間の勧修寺家と雑掌袖岡文景

本章では前章の内容を受けて、天保年間の勧修寺家の状況を検討しつつ、雑掌を勤めた袖岡文景の活動について考えてみたい。

はじめに勧修寺家内において袖岡文景がどのような役職にいたかを見てみよう。天保九年(一九三八)の「年々改正雲上明覧大全」には勧修寺家雑掌として三宅右衛門少尉光清と立入近江守宗政が記されている。<sup>(34)</sup>三宅光清は当時三九歳で瀧口を勤めていた地下官人である。<sup>(35)</sup>立入宗政は当時二七歳で上御倉を勤めていた地下官人である。<sup>(36)</sup>宗政の実父は勧修寺経則に諫言をした宗峻(既述)で、文景の従兄弟に当たる。では文景はどのような役職であったか。「家記」天保一〇年正月一〇日条には、「去年春文景雑掌役加勢中、於御盃者本席於御書院可賜覚悟之所、主君(勧修寺頭

彰)思食於内儀賜之、雖然被差別、先宗謹(立入宗政男)<sup>37</sup>、次光清、次文景三ヶ度賜之、於当年者三宅光清同席一同賜之」と見える。つまり、文景は天保九年まで雑掌加勢、翌一〇年から雑掌本役として務めたことがわかる。当時四一歳であった。雑掌加勢以前については既述のように「台所役」であった時もあり、また、天保一〇年正月一日奈には「倉司」を務めていることが確認できる。この「倉司」の職掌の詳細は不明だが、勤修寺家領百姓の年始御礼日時の触を領内に伝達していることから、領内の地方支配に関わる存在であったことが窺える。「連年預此事、一昨年去職、引續家司職(雑掌)登席、御倉司取締役蒙仰、当年再預之、幸甚之至也」と記しており、文景は数年間「倉司」を務めた後に、その職を退き、雑掌となつてからは「御倉司取締役」となつたようである。以上をまとめると、天保段九年〜一〇年の勤修寺家雑掌は三人とも地下官人を勤めつつ、勤修寺家と主従関係にある存在であった。袖岡文景については「台所役」「倉司」などの勤修寺家の地方支配や経営に関わる職を務めており、天保一〇年には雑掌に就任。勤修寺家家政を担うようになっていった。

次に天保期の勤修寺家における事件から当時の勤修寺家の状況とそれに対する袖岡文景(その他の雑掌の役割も含め)の役割について検討してみたい。

①勤修寺稲丸家督相続一件。天保一〇年四月八日、勤修寺稲丸(経理)は初位従五位下宣下を得た。時に一二歳。【家記】には同日条に次のような記述が見える。

#### 【史料二】

一、稲丸殿御儀者先君 最勝院殿(勤修寺経則) 御末子也、山科殿より御入興 萬千姫御腹文政八年十月十二日御出生、当年真實十五歳、当君(勤修寺頭彰) 自坊城殿御申受、為御實子御相續已後、萬千姫殿御腹御男子御二方御出生也、其長兄者御幼名阿固丸殿御年齢真實於当年十七歳也、此御方ヲ以内實 当君御順養子御相



續二可相成次第、御幼名阿固丸ハ御先代より御惣領通称、則 最勝院殿杯御童名是也、右之訳故阿固丸殿御嫡流二可相成之所、御年齢弥長、 当君於此年御歳二十七、不都合与思食、且者其間不睦御年齢不都合之所ヲ以、無據被聞之、 穗波前宰相経條御踪跡為實子御相續、御改名三嘉丸、然而旧臘十二月五日被加首服、自当春御番之儀也、穗波殿御相續之時御年齢一ヶ年相退、昨年十五歳ヲ以爵御申上二相成候儀也、右之通長兄他家御相續御年齢不都合之謂故、其次 稻丸 当君為御實子御相續可有之、然而 当君御妾腹御男子御出生有之、御名 孟丸、依之意味六ヶ敷、兎角御決定延引、如此次序混乱、古今不熟之基可歎之至也、雖然御儀理合難黙止、漸至当春 稻丸殿御家督治定、御年齢真実十五歳候所、相省十二歳ヲ以今般初位從五位下御申上二相成候儀也、意味至而六ヶ敷次第也、

時期を追つて史料二について説明してみたい。勸修寺経則は叔父の坊城俊明より顕彰を「為御實子御相續」させたが、経則の妻萬千姫は阿固丸と稻丸という二人の子供を生む。そこで阿固丸を顕彰の養子にしようと経則は考えるが、年齢があまりにも近く、不都合と感じたため、阿固丸を一族の穗波経條の踪跡を継がせることとした。そこで稻丸を顕彰の後に相續させようとするが、天保五年（一八三四）頃に顕彰に孟丸が生まれる。<sup>(38)</sup>これによつて「意味六ヶ敷」、「如此次序混乱、古今不熟之基可歎之至也」となつてしまつた。天保一〇年に至つて漸く「御家督治定」となり、四月の從五位下宣下となるが、まだ「意味至而六ヶ敷次第也」と記すような状況であつたようだ。この孟丸誕生後の家督相續問題は天保七年一二月に経則が、同一二月に立入宗峻が死去し、<sup>(39)</sup>家臣を肅清したことと相俟つて、当時の勸修寺家内部の対立・混乱を如実に表している。

当時、雑掌の立入宗政は「久々病氣引籠」中であり、<sup>(40)</sup>三宅光清とこの年に雑掌役に就任したばかりの文景に負担がかつた。そのために家督治定・初位宣下後も「意味至而六ヶ敷次第」だったのであろう。その後、「此度 稻丸殿

当家御嫡流御相續ニ付、以後昼之間御用場ニおゐて御讀書・御手習等可被為在、光清・文景引請可申段」を督典侍勸修寺徳子より命じられている。督典侍勸修寺徳子とは勸修寺経逸の女で仁孝天皇の女房を勤めていた人物である。督典侍勸修寺徳子は二人の雑掌に後継者育成を委ねたのであった。稲丸（經理）の能力形成に（能力の程度はここでは問わないにしても）彼らの教育が役立ったことは想像に難くない。

②督典侍勸修寺徳子の新中納言典侍昇進。天保一〇年一〇月、仁孝天皇の女房で大典侍油小路誠子が隠居することとなった。これに伴い、二ノ局宰相典侍中山續子と三ノ局督典侍勸修寺徳子がそれぞれ昇進した。徳子は従四位下に進み、新中納言典侍と称するようになった。早速「從來 督典侍殿御局掛御世話申上候儀故、文景より両懸屋桶屋彦三郎・津國屋喜左衛門并御局御領所稻荷村・松ヶ崎村・奥海寺村等江申達」をしてゐる。<sup>(4)</sup>「御局掛御世話」の実態は不明だが、「御局御領所」の地方支配や経営に関わる役割を担っていたものと思われる。しかし、「家記」天保一〇年一〇月二日条には新たな問題が噴出する。

#### 〔史料三〕

一、二ノ局御進香衆御取扱ニ付而者、御局侍被召置候儀也、此儀御里元家中より被進候様兼而御内談人躰三原主税為正、当年廿八歳、右御見込ニ相成、御所望之趣兼々御咄有之、弥御轉上御内意も有之候故、八月中治定之 御返答御聞被成度御往来有之、又然此比御直書ヲ以 主君江御催促有之云々、此間中依之被及評議之所 主税儀當時御近習御供方書記役兼勤之儀也、此度於被附進者跡書記方可相勤人躰不都合、元來無難之人物、職事等御昇進之上者御使被遊方も可有之思食、右故被附進之事御不承知、御断可被遊御旨趣、

徳子は「御局侍」として三原主税為正を実家の勸修寺家より求める。しかし、三原については「御近習御供方書記役兼勤」であり、「職事等御昇進之上者御使被遊方も可有之」と述べ、頭彰はこの儀を断っている。当時頭彰は職事

(「蔵人」)を勤めていなかったが、前章でも見たとおり勤修寺家は代々蔵人を勤め、やがては蔵人頭→公卿になるのだから、優秀な人材を手元に置いておきたいと思つたのであろう。これに対して、徳子は「御立腹」し、また頭影はやはり「御不承知」といつた次第で、文景は「甚時宜六ヶ敷」と歎息している。しかし、「光清・文景彼は往復、無據先当分御語合被借進候趣二而、漸主君御納得」した。これで事態は収拾するかと思われたが、思わぬ方向に展開する。

## 〔史料四〕

然而御局侍及血判候訳合故、当分訳合二而者難相済、於御所表ハ御召抱之趣取斗也、内實之所齟齬二付甚都合悪敷、<sup>(42)</sup>

この血判がどのような意味を持つかは不明であるが、少なくとも、三原は徳子の「御召抱」となり、「内實之所齟齬二付甚都合悪敷」という状況になつたことが分かる。光清と文景はうまく交渉を進めたかのように思えたが、最後には徳子の思惑に陥つたと言えよう。

さて、文景はこの状況の最中、地下官人として、ひとつの運動を展開する。「家記」一二月二〇日条に見える記事だが、それは「内侍所箒柄調進」に関して下行が全くないので、それを頂戴したいとの願ひであった。袖岡家は年末の「御煤払」に際して箒柄を調進していたが、これに際して調進料以上の下行は貰っていなかった。<sup>(43)</sup>そこで御所執次勢多大判事に相談したところ、「新中納言御里家来之事故、何卒新中納言殿より長橋殿江御辞添御頼被成下候様願込置」くということに決した。この運動に関しては当該記事以外見当たらず、結論は分からないが、天保一四年一二月二七日条の「箒柄調進料」を貰うときも、調進料以外の記載がないことから、運動は失敗したものと思われる。

③天保一四年三位御局嬪子死去・勤修寺家火災・芝山家相続問題。三位御局嬪子は徳子の姉に当たり、故光格院の

女房であった。そして、仁孝天皇の実母でもある。この嫡子が天保一四年（一八四三）三月五日に体調不良となったため、御用掛渡邊甲斐守・御用掛座田図書助<sup>(45)</sup>・下役仕丁粟津與四郎・光清・文景の面々で順番に宿番をすることになったと、「家記」同月一九日条に見える。しかし、回復することなく、同月二〇日死去。さらに不幸が続き、同月三〇日午刻、文景・立入宗禰らが勸修寺家内に詰めていた時、東表門の屋根が燃えているのを発見した。東表門が焼け落ちただけで消し止められたが、周囲家々や禁裏関係者も交えてかなりの大騒動となった。勸修寺家が蛤門の北隣で、公卿門の目の前、まさに内裏の向かいであったためであろう。この火災の原因は不明だが、文景は「其落度帰一身之思恐入候儀也」と責任を感じ、差控を窺ったところ、次のような指示が出された<sup>(46)</sup>。

〔史料五〕

神妙候得共、当時 故三位御局御事二付、主君始終上御屋敷御語中、於殿内而ハ 新中納言御局御事中、殊泉涌寺御葬送一付二付、日々日野殿（武家伝奏日野資愛）御掛合、專文景一身往復相勤中、此時節引籠候而者弥以不案心被思召候条、不及心痛出仕罷在此上候處、精勤候様被 仰下<sup>(47)</sup>。

文景は嫡子の葬送について武家伝奏日野資愛と相談する立場にあつたため、差控をしましては「弥以不案心」なので、止められているのである。このような日野家との交渉は度々に及び、同年一二月二六日条には、「故三位御局贈准后 宣下・経逸卿贈内大臣 宣下之事、先蹤年古旁彼是御内調二付、種々有御内談、不肖之身分傳奏御役之老御懇談、畏入候儀也、故三位御局御事御用二付、当春来毎時如此、又御直書及数通」と記されている。嫡子への贈准后と故経逸への贈内大臣に関しても内談したようである。文景が勸修寺家の代表として、武家伝奏と様々な交渉に臨んでいる様子が窺えよう。

この当時、もうひとつ大きな問題を抱えることとなった。それが芝山国典の踪跡問題である。芝山家は勸修寺光豊

男の宣豊から始まる近世に新たに成立した新家で、国典の父国豊は勸修寺経逸の男である。即ち、国典は顕彰の従兄弟であった(既出系図参照)。その国典が「久々御病氣」であったところ、天保一四年四月に危篤に陥ってしまった。次の史料はその折の国典踪跡に関する記事である。

## 〔史料六〕

然ル處御踪跡無之、兼而心痛之至、雖然御本人御實症ニ而御開口無之間、一般ニ閉口未被及御評議、至于此御遺命被託万里小路右衛門督之旨、主君御混穢中ニ付其往来獨婦、於文景頗意味六ヶ敷配意千萬也、御遺命之趣、宮内大輔殿御姉千賀姫殿東園中将殿(基貞)江御嫁故、其末男ヲ以為實子御相續ニ可相成御遺託云々、然而御一族之内坊城殿・万里小路殿・葉室殿等御男子被為在候儀故、以他姓之女縁御相續不当之論紛々、於主君第一御不得心、依之御一族之内類立候坊城前大納殿(ママ。俊明)・万里小路前大納言殿・葉室中納言殿江其旨趣御相談と相成、各御主意御尤之由、此上者於御本家御一決可然御返答云々、依之被廢御遺命之趣、坊城前大納言殿御庶子ヲ以為芝山殿御實子御相續御申尤之處、不及二御承引之御返答也、於芝山家者此御相續方元来不得心ニ付、御存命より乍他姓東園殿ト御申置被成候、(中略)終ニ主君思食之通坊城殿御庶子楽丸殿御實年御八歳之處、御仮服被受候而者、弥六ヶ敷候付七歳ト被立御決定ニ相成候也、<sup>(48)</sup>

国典の「御遺命」は国典の姉が嫁いだ東園基貞末男を相続させることであつた。しかし、勸修寺家流の中に男子がいるにも関わらず、「他姓之女縁」<sup>(49)</sup>に相続させるのは「不当」であると顕彰が意見を述べ、一族の坊城・葉室・万里小路らは「御主意御尤」と返答した。これによって、坊城俊明の庶子楽丸を相続させることに決定したのであつた。当時、嫡子死去に伴つて「御混穢中」であつたため、顕彰の代わりに文景が「往来獨婦、於文景頗意味六ヶ敷配意千萬」であつたことが窺える。

以上の天保一四年の三つの事件に関して、四月一二日条に次のような心情を吐露している。

〔史料七〕

去月三位御局薨去、格別之 御沙汰御葬送于泉涌寺被為蒙 仰、此意味合六ヶ敷之處、 主君御混穢中同役光清  
混穢、掛免、 日野家往来・傳奏往来・寺門掛合掃一身、其所江不慮之失火、又 芝山殿御踪跡一件、悉六ヶ敷  
次第而耳、配意難申盡、

この年の様々な事件において、当主も含め、他の雑掌もほとんどさざわっていない。当主顕彰は嫡子死去による「御混穢中」のため、また、立入宗政は健康状態を理由に「辞役」<sup>(50)</sup>していた。光清も嫡子の看病にはたざさわったものの、「混穢」のために出仕できなくなってしまう、結局は不慣れな若い雑掌見習（立入宗謹・三宅光潤）のみで、文景に負担が掛かってしまったのであった。

最後に本章をまとめてみたい。袖岡文景は遅くとも天保年間には勤修寺家の経営を担う役に就いており、天保一〇年には雑掌となっている。しかし、当主勤修寺顕彰との関係は良い状態ではなく、顕彰と家中との対立があった。経営の悪化もさらに進んだ模様である。その中であって、文景は諸問題に当たっていった。継嗣經理の教育係を任せられたり、家内以外の問題であっても、武家伝奏や一族の有力者達と交渉を行ない、新中納言典侍徳子の「御局御領所」の運営にもたざさわっていた。そして、天保一四年に顕彰が藏人に補任されると、その補佐をするようになったと思われる。<sup>(51)</sup> 勤修寺家にとって、文景は必要欠くべからざる存在であった。但し、後継者問題や御局侍など、文景が如何に奔走しても「意味至而六ヶ敷次第」に陥って、解決できない問題も多々あった。

一方、文景は地下官人としての利益を拡大するため、「内侍所箒柄調進」下行を勤修寺徳子に求めた。結局、この運動は失敗したようだが、「数百年来」<sup>(52)</sup>下行がないという状態を改められる可能性は十分にあった。文景は地下官人

として、徳子との関係を積極的に利用しようとしたのである。

#### 四、弘化年間の勸修寺家と雑掌袖岡文景

本章では弘化年間の勸修寺家の状況を検討しつつ、袖岡文景の活動について考えてみたい。特に弘化四年を中心に論を進めてみたい。なお、弘化四年段階、勸修寺顕彰は正五位上左少弁・藏人・院判官代・檢非違使・左衛門権佐・皇太后宮大進で、三四歳であった。雑掌は文景・立入宗謹(宗政男 二六歳)・三宅光潤(光清男 一九歳)である。<sup>(53)</sup>

弘化三年秋より顕彰は所労のため、朝廷に出仕しなくなっていた。「家記」弘化四年二月一四日条には、「例幣御参陣并九月十五日御延行 放生会御参向等御勤被遊候後、右内證御混乱二付、被称御所労御引籠、其儘御越年、今以無御出仕」と記されている。そんな折、弘化四年正月九日、ある事件が勃発する。「家記」同日条によれば、自宅にて文景が眠っていたところ、勸修寺家「中番」の者が慌ててやって来た。尋常の様子ではなかったので、何事かと思つて問い質したが、要領を得ない。やがて、近習の者、勸修寺家一族の理趣院、管姫が相次いで袖岡家に駆け込んで来た。文景はこの時の様子を「火烈之次第」と記している。詳しく事情を尋ねてみると、「御酒席」で理趣院が顕彰に対して「御妾亀事」を「説篤」したところ、顕彰は激昂して「大騒動二相成」ったとのことである。この「大騒動」とは、二月一四日条に「正月九日劍刺之騒動」と見えることから、激昂した顕彰が刀を抜いて切りつけようとしたのであろう。

二月になつて文景は顕彰に対して書状を渡し、「一先御勉強、押而御出仕被遊被下度偏奉願候」との諫言をしてい

る。<sup>54</sup> それに対して、顕彰は即座に返答を書いている。

〔史料八〕

懇示之密状逐一苦讀候、(中略)元来予所労働仕向難決之儀にて、此度ニ不限、両三年も以前より毎々歎居候事居候事ニ候処、過年持病重起加之、生得之近眼累年弥増、当時誠ニ眩光、薄暮杯ハ色目も難分位故、心配他人ニ十倍候、尚又本来無学微力者重職勤仕不堪所ニ候、此儀ハ只今不及巨細候、(中略)殊其元も克々存知之通、職事ハ尤冬春御用多之処、予新補以来毎歳御用多之冬向坏病発、毎々長引、近来増長猶更ニ候、

「持病」「近眼」のために、そして「無学微力」のために職事の重職は勤められないとの顕彰の嘆きが窺える。それでも文景は何とかして、出仕させようと、顕彰の実父で、当時武家伝奏を勤めていた坊城俊明ともこの件に関して協議し、また「家記」同月一六日条には新中納言典侍徳子にも「主君之御次第申上」るために参上している記事がある。文景は「坊城殿・新中納言典侍殿共御優長之御様子」と不安に感じていたものの、同月二七日には顕彰から呼び出されて、「昨日 前大納言切羽之場所、殿下御内命之次第共白地ニ御咄、彼御進退ニ茂御抱被成、御心痛之訳御示、誠ニ老父心苦之眼色相顕、何共難黙止、一先御出勤 立后御用御勤も可被遊旨」を告げられている。<sup>55</sup> 最終的には坊城俊明の説得が功を奏して、立后御用(仁孝天皇女御鷹司禊子の皇太后立后)は勤めると顕彰は決心したのであった。

立后後、東照宮奉幣發遣日時定の行事奉行や吉田社仮殿遷宮日時定の行事弁などいくつかの行事を勤めて、活動を再開したものの、再び出仕しなくなってしまう。一〇月、皇太后鷹司禊子が危篤に陥っても全く出仕することがなく、ついに「旧年来之子細内々御聞込茂被為在候儀、此上於無出仕者、無是非儀、御用御差支ニ相成候条、早々職事辞退可有」<sup>56</sup>との関白内命が下り、顕彰は藏人を辞することとなった。さらに一二月には「忠孝之二道相失候次第甚以不甘心」<sup>57</sup>なので、「早々弁官辞退可有」という関白の意向が伝えられ、顕彰は全ての官職から身を引いた。しかし、顕彰



自身は藏人辞退に関して「日記」の中で以下に述べている。

## 〔史料九〕

予久々所勞之処、未不快、但近年毎歳冬向御用多之処、長引二相成、恐怖多々、已二当年も去月ヨリ引籠、格別之 御大礼(孝明天皇即位)も勤仕不出来、歎息々々、如此病身にて迎も御用多之職事勤仕不出来之間、先日坊城前大納言迄辞職之事令歎願置之処、段々被止、(中略)御内々 殿下迄被伺候処、御思召無之旨、勝手二可辞職御命ト云々、諸太夫人来被示、尤此度歎願ト云共、是程之事内々一族上分又相職両頭迄ハ被内談候事ト候之処、以外無此事、直々 殿下江被伺候由、頗不都合、(中略)併 殿下御内意有之上ハ、此時節旁早方可然御命之由、予存念ト大ニ相違之事共有之、如何々々、然共元来歎願之義、今更不及驚<sup>(8)</sup>

病気のために出仕できないというのは事実のようで、そのために職事辞退を実父坊城俊明に求めていた。俊明はこのことを関白に伝え、関白よりも認められたが、顕彰としては俊明が一族の者や藏人頭へ相談の上、あるいは慰留されると思っていたのではなからうか。しかし、俊明が直接関白まで意向を伝えたことに「頗不都合」と感じ、早々に辞退するようにとの内命を「存念ト大ニ相違」と記している。顕彰自身、病気とは称していても藏人を辞したくないというのが本音であったのであろう。藏人を辞退した翌一〇月一三日、顕彰の日記には「全予運命之盡処乎、仰天歎息之外無之者也」と記していることからそのことが窺えよう。

最後に本章をまとめてみたい。弘化三年頃より顕彰は藏人として出仕しなくなってしまう。それは病気が原因であったようだ。文景は出仕を促す諫言をし、実父で武家伝奏の坊城俊明や新中納言典侍徳子にも説得を依頼する。一度は出仕したものの、結局一〇月になって関白の内命もあって藏人を辞退してしまう。しかし、顕彰自身は藏人を辞したいと思っていなかったようである。この一件から、文景が主君を出仕させるためにいろいろと策を練っているのが

分かる。しかし、結局はうまくいかず、顕彰は朝廷運営の中枢から姿を消すこととなる。

## 五、論点整理

大きな経営基盤を有し、常に朝廷運営の中枢であり続けた勤修寺家も近世後期には「不如意」となった。それのみならず、相続問題も抱え、家中や一族との対立が起きていた。当主顕彰はこれらのことが伏線となって、病気が悪化した折に藏人・弁官を辞することとなった。しかし、顕彰が本当に辞退したわけではないことは前章で見た通りである。また、「顕彰日記」にはたずさわった行事に関する事細かな記述が見られる。彼は代々朝廷の中枢にいる勤修寺家の当主として最大限の努力をし、藏人に任じられる以前、「職事等御昇進之上者御使被遊方も可有之」を理由に徳子から懇願された家臣三原為正を譲ろうとしなかった。顕彰は藏人に意欲を持って勤仕していたと言える。

顕彰が朝廷に出仕しなくなった理由について、筆者は病気以外に次の二点を指摘したい。①「家記」弘化四年正月四日条には、勤修寺家の経営の悪化に対して、「於 主君時勢因縁應報御歎息、御遁世茂被成度」様子であったことが記されている。このことから、経営の悪化が顕彰を厭世的にさせていったものと思われる。②このような厭世観と相俟って、理趣院の諫言から「剣劇」へと発展したことは示唆的であろう。天保年間後期から弘化四年まで、家臣との対立や実子ではない後継者の決定、御局侍問題など、一族・家中と顕彰との間に深い溝が形成され、孤立化していたことは想像に難くない。このような事情によって、出仕しなくなり、最終的には「予存念卜大二相違」しつつも、藏人から去っていったものと思われる。つまり、天保・弘化期の勤修寺家に関して、その経営悪化・家内の混乱が甚

だしかつたことが指摘できる。これが当時の公家社会全体を覆っていた問題であつたかどうかは、より検討すべき点が多いが、他の堂上公家も大なり小なり問題を抱えていたことは疑いあるまい。

以上のような状況の中で雑掌を勤めたのが袖岡文景である。文景は天保年間から台所役などを務めて、天保一〇年から雑掌となつてゐる。他の雑掌が十分に勤仕できないことが多かつたためか、「家記」には勸修寺家雑掌として、経営面や交渉に活躍してゐる。後継者勸修寺経理の教育にもたずさわつてゐた。また、勸修寺家内部だけでなく、仁孝天皇女房となつた徳子の所領支配や経営にたずさわつたり、芝山家など一族の相続問題に関わつてゐた。雑掌の広範な活動が読み取れよう。しかし、勸修寺家の経営が好転することはなく、主君顕彰は朝廷に出仕しなくなり、やがて蔵人・弁官を辞退してしまふ。このあたりが雑掌袖岡文景の限界であつたのであろう。

最後に地下官人が雑掌である意味について考えてみたい。地下官人である文景は勸修寺家から嫁いだ新中納言典侍徳子を頼つて、下行を拡大しようとした。この目論見は失敗したが、それを可能にする程の人的繋がりであつたことは注目すべきである。筆者は同様の事例を既に提示したことがある。それは堂上公家家臣の事例ではないが、内膳司濱島家が家礼関係にある櫛笥家を頼つて位階昇進や將軍就任の膳調進を求めたものである。<sup>(60)</sup> このような関係を利用して、地下官人としての利権を拡大しようとする動きが窺えよう。では、反対に堂上公家家中に地下官人がいることはその堂上公家やその家に入入りする人々(百姓・商人・僧侶など様々な人々)に如何なる影響を及ぼしたか。内膳司濱島家は櫛笥家の祭祀に膳調進を行なつてゐる。<sup>(61)</sup> 本来は朝廷儀式において發揮される技術が櫛笥家に対して利用されているのである。袖岡家の場合も同様のことが考えられるが、その点については今後の課題としたい。

註

(1) 近世地下官人に関する研究は多い。それらの多くは個々の地下官人に関するものである。近世地下官人の全体像を提示しているものは梅田康夫「地下官人考」(高柳真三先生頌寿記念 幕藩国家の法と支配)有斐閣 一九八四。

(2) 「地下次第」天保一三年写本(東京大学史料編纂所蔵島津家文書)。「地下次第」は毎年二月一日前後に各地地下官人から蔵人に差し出されて、天皇へ献上される地下官人の名簿である。ここに記された人物を朝廷運営の側は地下官人と認識したものである。現存する最古のものは元文二年(一七三七)の京都府立総合資料館蔵下橋家資料に収められているのだが、焼損のため閲覧はできない。次いで古いものは松井簡治旧蔵本で静嘉堂文庫に所蔵されている延享五年(一七四八)のものである。また、管見の限り、史料上に現れるのは「大外記師守記」(国立公文書館蔵)享保一八年(一七三三)正月一九日条であるが、そこには「諸司官位之次第今年書改持参之畢」と見え、それ以前からの存在を窺わせる。

(3) 公家鑑や近世の随筆、近代の回想録などに見える。例えば、「正徳公家鑑」(国文学研究資料館史料館蔵三井文庫

近世後期堂上公家勤修寺家の雑草について(西村)

旧蔵資料)には「兩局(押小路家・壬生家)ト云ハ外記局、当時ノ官務左右ノ大史ヲ兼任ジ、左右ノ弁官局ヲアツカル故、官務ト号シ、兩局ト云、地下官人ノ棟梁也」と見え、延享二年(一七四五)に成立した伊達隠士「光台一覽」(「新訂増補故実叢書」第十四回 三〇五頁)では押小路家・壬生家のことを「地下被官の惣頭」で「外之百官百司此兩局の催し下」と評している。蔵人方催官人平田家は近世に至って、押小路家・壬生家と同様に地下官人の統轄を任されており、押小路家・壬生家よりも一段格下であったが、事実上は兩局と同じ役割を担った。

(4) 「地下次第」については前掲註2。

(5) 下橋敬長「幕末の官廷」(平凡社東洋文庫 一九七九)二七九頁。下橋は一条家侍。

(6) 「雲上便覧大全」慶応三年(国文学研究資料館史料館蔵三井文庫旧蔵資料)。公家鑑では幕末以前より、一部の公家雑草については記載がある。しかし、ほとんどの堂上公家に関して記すようになるのは幕末最末期になってからである。諸階層と堂上公家との交渉が増加したこの時期ならではのあり、受容層の拡大(変化)と利用方法の変化を想起させる。

(7) 津村涼庵「譚海」(国書刊行会 一九一七)六八頁〜六

- 九頁。なお、「譚海」は「巷談街説を主とした随筆」  
 (『随筆辞典』五 解題編 東京堂 一九六一)で、寛政  
 七年(二七九五)の跋文が見える。
- (8) 勢多章甫「思ひの儘の記」(日本随筆大成第七回 吉川  
 弘文館 一九二七)一九頁。なお、「思ひの儘の記」は  
 近代に書かれた随筆で、朝廷・公家の幕末の様相を知る  
 ことができる。勢多は元検非違使。
- (9) 尾崎三良「尾崎三良自叙略傳」上巻(中央公論社 一九  
 七六)二二頁
- (10) 普原正子氏は中世の公家家政機関に関する研究をまとめ、  
 中世後期の家政機関について論じている。「公家の家政  
 機関と家司」(普原「中世公家の経済と文化」吉川弘文  
 館 一九九八)参照。
- (11) 普原氏は「諸大夫・侍・青侍などの上位の家僕」として  
 論を進めているが、これらが「家政の庶務に携わって公  
 家の家をささえた」ことから、近世における雑掌と同一  
 のものとして本稿では用いる。
- (12) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(講座前近代の天皇 第  
 二巻 天皇権力の構造と展開 その二 青木書店 一九  
 九三年)
- (13) 袖岡家に関しては、「史料館所蔵史料目録 六八 山城
- 国諸家文書目録その二(国文学研究資料館史料館 一  
 九九九)にも触れられている。
- (14) 「禁中行事記聞」(宮内庁書陵部蔵)。この史料は嘉永年  
 間から安政年間の朝廷について内裏内部・諸役・諸家  
 (宮・堂上・地下等)・儀式・下行等についての編纂し  
 たもので、幕末の朝廷を知る上で重要な史料である。編  
 纂に携わった人物は侍医従五位高階経徳・正七位三善茂  
 淳・東宮主事補心得青木行方で、例言の末尾に「明治二  
 十四年九月」とある。編纂に携わった高階経徳とは天保  
 五年(一八三四)生まれの典薬寮医師で明治十二年(一  
 八七九)に官家士族の団体として成立した平安社の幹事、  
 三善茂淳こと山名茂淳は松尾社宮司で官家士族の学校で  
 ある平安義塾の創立委員メンバー、青木行方も平安社の  
 幹部であった。なお、編纂者の経歴については、小林丈  
 広「明治維新と京都—公家社会の解体—」(臨川書店  
 一九九八)を参考にした。
- (15) 「蔵人所衆廻主殿行幸供奉御訪進状案」(国文学研究資  
 料館史料館蔵三条西家文書)
- (16) 蔵人所衆再興に当たって、柳原紀光は「応永十二年成恩  
 寺殿記八講時、有交名、其後不見哉」と記している  
 (『紀光卿記』明和七年十一月朔日条 東京大学史料編纂

所蔵写本。

(17) 『兼胤記』明和七年一〇月二七日条・十一月朔日条（東京大学史料編纂所蔵写本）

(18) 地下官人の系譜史料である「地下家伝」（自治日報社

一九六八年）には藪・袖岡・土橋・岡田・濱路・結城・村井の七家のみであるが、天保七年に主殿寮生火官人岸

昌明が「職外四十箇年画調進」のために「二代被推補」されている（「地下家伝」上 三四五頁）。その後岸家は

一定の年齢を経ると蔵人所衆に任じられるようになった。

なお、この岸家の取立てに関しては「生火官人依高年所衆江転補、右者殿下江為前礼金子式百両差出候、一代ト

被仰之候へとも、内々御沙汰ニてハ、金子三百両於差出

者永々字を加へ可遣之旨御沙汰之処、本人三百両之金子難調か、先一代被補」と内膳司濱島清平日記（学習院大

学史料館蔵内膳司濱島家文書）の天保一〇年五月八日条

に見える。

(19) 前掲註14「禁中行事記聞」。この記述は下南座に関する

記述だが、概ね同様である。上南座に関しては記載がない。なお、前掲註5「幕末の官廷」一八九頁では、「紫

宸殿へ向けて御筵道」を引くのが下南座の役、それを片付けるのが上南座の役で、それ以外に役割はないと記さ

れているが、調進が本来の役目である。

(20) 「地下諸役記」（国立公文書館内閣文庫蔵）。人名やその官位などから元禄年間の地下官人の名前と職掌・知行高

を表しているものと思われるが、多くの誤りが認められる。但し、元禄期の三催地下官人を知る上では貴重な史料である。

料である。

(21) 前掲註14「禁中行事記聞」

(22) 「京都府域関係古文書所在情報の一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覽―山城編一・二―」

（京都府立総合資料館紀要）二九・三〇・二〇〇一・二〇〇二

〇〇二

(23) 並官人・下官人共に無高の者が多く存在する。

(24) この下行も幕府から与えられる場合と朝廷から与えられる場合があった。例えば、天保一四年の新嘗祭下行は「二條蔵」で渡されている（二二月三日条）が、内侍

所臨時御神楽下行は「御所蔵」で渡されている。表行事と内儀の行事とで賄いの別があるため、このような違い

があったものと思われる。

日条

(25) 「隔暮記」一（思文閣 一九九七）寛永一五年一月六

日条

(26) 「家記」天保一〇年一〇月二二日条

- (27) 前掲註18「地下家伝」を中心に検討。袖岡家については上巻三七四頁、三七六頁、上御倉立人家については中巻一〇七三頁、一〇七六頁を参考にした。
- (28) 代表的なものとして、橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格―古代末期中流貴族の一典型として」(同「平安貴族の研究」吉川弘文館 一九七六)。近年では松蘭齊氏による「日記の家」としての側面も明らかにされているが、その論稿の中で勸修寺家に関する研究史整理をされている(松蘭齊「日記の家―中世国家の記録組織―」第二部「日記の家」の展開」第九章「勸修寺流藤原氏」吉川弘文館 一九九七)。
- (29) 「年々改正雲上明覧大全」天保九年(国文学研究資料館史料館蔵三井文庫旧蔵資料)
- (30) 「家記」弘化四年正月四日条
- (31) 以下については「家記」弘化四年正月四日条
- (32) 「忠成公手録書類寫」一(日本史籍協会叢書「三条実方手録」一)三三三頁。なお、同史料に関しては伏木陽介氏の御教示を得た。禁裏に上がることよつての収入も考えられるが、この点に関しては十分な検討ができていない。
- (33) 前掲註12高埜論文
- (34) 前掲註29「年々改正雲上明覧」
- (35) 前掲註18「地下家伝」上七二〇頁
- (36) 前掲註18「地下家伝」中一〇七六頁
- (37) 同日条に「立入本所附属御由緒柄家司家格別段、是折膳最前一人賜之流例也、按 温恭公経逸御殊古儀御覚悟二付、御先代 光豊卿御記之趣ヲ以如此御取扱二相成候事、立入宗謹当時雖出仕、於雜掌役者見習、尤末席也」とある。
- (38) 孟丸は後に穂波家を相続。天保一三年の「年々改正雲上明覧」(東京大学史料編纂所蔵)によると、穂波孟丸は従五位下で九歳である。但し、本文中で提示した史料のように、必ずしも実年齢と一致しているわけではなく、実際はより後年に出生した可能性がある。
- (39) 前掲註18「地下家伝」中一〇七七頁によれば、天保七年一月一七日に五八歳で死去。
- (40) 「家記」天保一〇年正月一日条
- (41) 「家記」天保一〇年一〇月二一日条
- (42) 「家記」天保一〇年二月二九日条
- (43) 「家記」天保一四年二月二五日条によれば、常御殿分として二本が調進されている。また、二七日条には「帯柄調進料三斗代銀拾三匁」を勸使所(勸使は禁裏口

向役人で、禁裏御料の金穀出納を掌る。で受け取っている。

(44) 前掲註18「地下家伝」下八三七頁によると、渡邊供水という人物で、光格院の院隨身を勤めている人物である。おそらく、この関係から「御用掛」に任命されたのであろう。

(45) 詳細は不明。院雑色座田家と関係あるか。

(46) 文景が誰に「差扣相伺」つたのか、また誰から指示を受けたのかについては日記に記載が見えない。

(47) 「家記」天保一四年三月三〇日条

(48) 「家記」天保一四年四月二日条

(49) 東園家は藤原道長男頼宗から始まる中御門家流である。同じ藤原北家であっても、流派の相違は「他姓」と扱われたようである。

(50) 「家記」天保一四年正月二日条によれば、「立入宗政当時雖辞役、家司之家柄、近來身躰健ニ付、当春御盃出頭也」と見え、病氣による「辞役」であったことが窺える。

(51) 武家伝奏の「雑掌触」の事例は既に大屋敷佳子氏が論じている（幕藩制国家における武家伝奏の機能）「論集きんせい」七・八 一九八二・一九八三）が、同様に蔵人頭・蔵人も地下官人に触を発給する場合、「雑掌触」で

あった。例えば、「地下次第」作成の際に、各地下官人

集団へ書付差出の命令を下すが、その際は「雑掌状」として、雑掌が発給している（濱島等庭日記安永四年正月二六日条 学習院大学史料館蔵濱島家文書）。当然、書付は雑掌宛に出される。また、地下官人の願書などは必ず雑掌宛に出されるが、時には雑掌に対する口添えを依頼している事例も見られる。例えば、内膳司濱島清平が四位昇進を望んだ際、頭中将中山忠能雑掌奥村図書へ「極内々歎願之事」を出して、「何卒程宜敷御取成にて、

頭中将殿へ御願被下候義者成間敷哉」と述べている（濱島清平日記天保一一年二月二三日条 学習院大学史料館蔵濱島家文書）。蔵人雑掌の役割が窺えよう。

(52) 「家記」天保一〇年二月二〇日条

(53) 宗謹については前掲註一八「地下家伝」中一〇七六頁、三宅光潤については同本上七二〇頁。弘化四年「雲上明覽大全」（国文学研究資料館史料館蔵三井文庫旧蔵資料）によれば、宗政・文景・光潤が記されているが、既述のように宗政は辞役している。「家記」弘化四年正月一日条には「御倉開」を行なう雑掌役として宗謹・文景・光潤が記されている。

(54) 「家記」天保一四年二月一四日条

近世後期堂上公家勤修寺家の雑掌について（西村）



- (55) 【家記】 天保一四年二月二七日条
- (56) 【家記】 弘化四年一〇月二二日条
- (57) 【家記】 弘化四年二月一六日条
- (58) 【顕彰日記】 弘化四年一〇月二二日条 (東京大学史料編纂所蔵写真帳)
- (59) 前掲註58「顕彰日記」には詳細な儀式次第が記されている。例えば、蔵人辞退直前の「礼服御覧」(九月五日条)では、顕彰が奉行を勤めているが、儀式に関する細かい記載が見られる。
- (60) 西村慎太郎「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」(二〇〇一年一〇月二五日歴史学研究会近世史部会例会報告)
- (61) 前掲註60西村報告

